

(仮称) 西信達義務教育学校等整備事業

令和6年9月11日

入札説明書に関する質問に対する回答 (様式 2 - 1)

No	頁	第1	1	(1)	A	(7)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	5	第2	1	(7)	エ				予定価格について	公表されている予定価格については、事業全体の総額となっていますが、新築工事及び解体工事の各項目（設計費、工事費、工事監理費）の内訳の公表は無いのでしょうか。 また、各項目の予定価格の公表がない場合について、入札価格内訳書（様式4-4）の内容が、総額で予定価格未満であっても、一部の項目が予定価格を超過した場合または、総額で失格基準価格を上回っている場合でも、一部の項目が失格基準価格を下回った場合は、どのような扱いになりますか。（無効札や失格となるのか？）	各項目の内訳を公表する予定はありません。 また、設計施工一括発注で実施するため、各項目において予定価格及び失格基準価格を設定しておりません。 なお、予定価格内で、適正に設計業務、建設業務、工事監理業務を振り分けて提案してください。
2	5	第2	1	(7)	エ				予定価格等	予定価格についてですが、実施方針に示されていた支払限度額の総額と相当の差額があると考えております。差支えがなければですが、この差額の根拠をご教授いただくことは可能でしょうか。見積図面を作成するうえで配慮したいと考えます。	事業内容の精査を行ったため、実施方針時の支払限度額の総額から変更しています。なお、予定価格設定の根拠を示すことはできません。
3	5	第2	1	(7)	エ				低入札調査基準価格	低入札調査を実施するとの記載があります。調査に必要な書類等を事前に公表していただくことは可能でしょうか。今回の案件はデザインビルドであり、提案時の価格は概算となりますのでお伺いするものです。	応募者が提案する提案価格について、当該価格を設定した根拠を示していただく予定です。
4	10	第3	3	(2)	イ	(7)	d		設計企業	設計企業の管理技術者について 様式3-8 1/2【留意事項等】3項に「企業ごとに1名を原則とするが、複数の候補者についても申請できるものとする」とありますが、同一企業内から管理技術者を複数配置できると考えて宜しいでしょうか。	原則として、1名を配置してください。 複数申請できるのは管理技術者となる候補者となります。
5	10	第3	3	(2)	イ	(イ)			建設企業 【JVの場合】	確認ですが、JVの代表企業は【単体の場合】のa～eの要件をとりませんが、f（監理技術者）の要件も必要との理解で宜しいでしょうか。	JVの場合における監理技術者の要件は、「【JVの場合】a(c)」に規定しております。お見込みのとおり、要件の詳細については、「【単体の場合】f」の midpoint（中黒）に示す詳細を満たす必要があります。（以下のとおり） ・一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。 ・建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第5項に規定する監理技術者講習の修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
6	11	第3	3	(2)	イ	(ウ)	c		工事監理企業	『履行実績に関して延べ床面積4,500㎡以上』と記載がございますが、1契約の中で中学校校舎と屋内運動場の合計の延べ床面積で4,500㎡以上の場合は、条件を満たしていると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおり、1契約の中で学校施設としての延べ床面積の合計が4,500㎡以上となります。
7	23	第5	5		エ				モニタリングの費用	モニタリングに必要な費用のうち、「本市が実施するモニタリングに必要となる書類作成等に係る費用は、選定事業者の負担とする。」とありますが、泉南市が実施されるモニタリングの規模（対象者数、必要書類部数等）が分からず、費用の見込みが想定出来ません。 現在の予定でも構いませんので、ヒアリング実施規模をご教授下さい。	入札説明書等に記載している「報告」の内容以外に、市が実施するモニタリングは、民間事業者が自らして実施するセルフモニタリングに基づき実施します。ご質問の「モニタリングの規模」については、適切と思われる内容を提案いただき、それを前提とした費用を見積もってください。 なお、市の対象者数は10名程度を見込んでください。

(仮称) 西信達義務教育学校等整備事業

令和6年9月11日

要求水準書に関する質問に対する回答 (様式 2 - 2)

No	本編・別紙	資料番号	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
1	本編		13	第2	2	(5)			旧幼稚園	「旧西信達幼稚園施設は令和7年12月(予定)から使用しない施設」とありますが、令和7年度12月から解体着手が可能でしょうか。	旧西信達幼稚園施設は、令和8年3月まで使用する予定に変更となったため、令和8年4月以降に解体可能となります。
2	本編		13	第2	2	(5)			既存プール	既存プール撤去において基礎部分が河川と干渉しているように見受けられます。新築建物に影響しない範囲は残置が可能ですか。又、撤去は必要な場合は、既存状況で協議対象と考えてよいですか。	既存プールの基礎部分が河川擁壁に干渉しており更新が必要となる場合、かつ、新築建築物に影響しない範囲がある場合は、既存プールの基礎部分の存置は可能とします。なお、河川擁壁の更新が必要な場合は、泉南市都市整備部下水道課との協議対象となります。
3	本編		13	第2	2	(5)			既存プール	既存浄化槽は、汲取り済みと判断してよいですか。	既存プールにある槽は、中継槽となります。雑排水が溜まっている状態のため、中学校部分の浄化槽にポンプで送り、必要な処置を講じた上で撤去してください。なお、プールにある中継槽の詳細については、参考資料1をご確認ください。
4	本編		13	第2	2	(5)			仮設 電気	仮設プレハブの想定電気負荷容量を教えてください。	仮設校舎は、提案によって異なるため、提案時に代替する諸室の内容を勘案して、電気負荷容量を想定してください。
5	本編		14	第2	2	(5)			消防分団 建屋	地下ピット撤去において、前回施工時の資料はありませんか。(土留め等の)有無を教えてください。	参考資料として提示している以上の資料はございません。
6	本編		14	第2	2	(5)			消防分団 建屋	撤去時に既存土留めがない場合、道路の占有は可能でしょうか。	道路管理者との協議によります。
7	本編		14	第2	2	(5)			旧幼稚園	既存幼稚園撤去作業時に経路となる橋(敷地内の≒5.0m橋)は通行可能な荷重を指示下さい。	既存の橋の資料はありません。利用する車両を踏まえ、適宜耐荷重調査などの安全確認を行ってください。
8	本編		15	第2	2	(7)			施設整備スケジュール	施設の引き渡し期限②が令和11年6月末となっておりますが、基本計画時のスケジュールと変更になっている認識でよろしいでしょうか？	基本計画では参考スケジュールを示しているものであるため、今後のスケジュールは提案により決定します。
9	本編		15	第2	2	(7)			施設整備スケジュール	工事計画内容に伴い、整備スケジュールが変更(短くなるなど)が生じた場合、工事価格に変更対象外でよいですか。	契約書に記載されている内容を除き、金額を変更することはありません。
10	本編		20	第2	3	(1)		ケ	災害時の機能維持に関する事項	災害用電話とはどのようなものかご教示ください。	災害時等において、避難場所に設置する電話設備を想定しています。よって、屋内運動場やその付近に電話配線を1本以上、空配管(予備)を設置してください。
11	本編		20	第2	3	(1)		ケ	災害時の機能維持に関する事項	飲料水の確保(耐震性貯水槽など)の容量の想定がありましたらご教授ください。	受水槽を設置することで一定の飲料水が確保できるため、耐震性貯水槽などの設置は不要とします。なお、災害時における飲料水の確保容量の想定はございません。

(仮称) 西信達義務教育学校等整備事業

令和6年9月11日

要求水準書に関する質問に対する回答 (様式 2 - 2)

No	本編・別紙	資料番号	頁	第1	1	(1)	①	A	項目等	質問内容	回答
12	本編		20	第2	3	(2)		A	通学	工事期間中の小学校・中学校 登校スケジュール・通学路の資料を頂けませんか。	落札者には、可能な範囲で資料を提供いたします。
13	本編		23	第2	5	(1)			グラウンド	屋外トイレの必要器具数をご教示ください。	事業者提案によるものとします。 想定利用者数とサービス水準等を勘案し、ご提案ください。
14	本編		25	第2	5	(8)			その他 屋外設備等	地域保護者向けモニターは具体的にどのようなものでしょうか。電源、LANが必要と思われるが、システムを含め本工事なんでしょうか。	地域保護者向けモニターは、PCで作成したPDFなどの告知や情報を提示するモニターを想定しています。職員室からインターネット等を利用してモニターに掲示できるシステムを含めて整備してください。
15	本編		26	第2	5	(8)			その他 屋外設備等	「既存の記念碑は、適宜移設するものとします」と記載がありますが、移設する記念碑をご指示いただきたい。	西進達中学校及び西信達小学校の合計15個程度の記念碑を想定してください。 ※新たに参考資料として、既存記念碑（参考）を配布いたしますので、ご確認ください。
16	本編		26	第2	5	(8)			その他 屋外設備等	消防分団庫車のモーターサイレンはどのようなものでしょうか。電源の有無をご教示ください。また本工事に含まれますでしょうか。	参考資料 8 をご参照ください。
17	本編		27	第2	7	(1)		イ	照明・電灯・コンセント設備	屋内運動場など高所・吹抜けなどの照明器具は昇降装置を設けるとありますが、高天井LED照明には昇降装置付きがありません。御教授ください。	高天井LEDの昇降装置は、不要といたします。 なお、ポールなどが当たった際に設備不良が生じないようにしてください。
18	本編		28	第2	7	(1)		オ	情報通信設備	学校の通信回線については教育系・校務系・総務事務システムの3種類それぞれに無線LAN環境を整えることが必要でしょうか。	教育系・校務系は有線及び無線、総務事務系は有線の環境を整備してください。
19	本編		28	第2	7	(1)		オ	情報通信設備	LANアンテナ、HUB、ルーター、配管・配線を本工事とし、サーバーは別途工事という認識で良いでしょうか。	サーバーは不要であり、データセンターに接続となります。
20	本編		28	第2	7	(1)		キ	警備・防災設備	各施設個別に機械警備できるよう整備するとありますが、警備会社に委託する範囲がありましたら御教授ください。	未定です。
21	本編		29	第2	7	(1)		キ	警備・防災設備	警備本部受信装置へ接続するとありますが、設備について御教授ください。	機械警備の設備を想定しています。 現時点では、新たに整備した施設における機械警備の受託者は未定ですので、「警備システムは、機械警備を基本とし、…警備本部受信装置へ接続する。」を「警備システムは、機械警備を基本とし、…警備本部受信装置へ接続することを想定して、空配管等を設置する。」に変更します。

(仮称) 西信達義務教育学校等整備事業

令和6年9月11日

要求水準書に関する質問に対する回答 (様式 2 - 2)

No	本編・別紙	資料番号	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
22	本編		32	第2	9	(1)		ウ	学校施設等の整備業務 土壌汚染調査	本事業は3,000㎡以上の土地の形質変更が生じるため、土壌汚染対策調査が必要になると想定しております。 その際地歴調査により、調査対象地の土壌汚染の恐れの実態までは本業務に含み、地歴調査の結果、土壌汚染のおそれがあるとなった場合の試料採取等による分析調査は別途業務と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	本編		32	第2	9	(1)		キ	PCB含有物の有無	既存校舎棟にPCB含有物はありますか。 存置がある場合についても指示をお願いします。	参考資料として提示している以上の資料はございません。 安定器の確認は市で実施していますが、PCB含有機器があった場合は、市で処分します。
24	本編		32	第2	9	(1)		キ	アスベスト撤去	アスベスト撤去工法選定について、指定工法等はありませんか。	工法の指定はございません。レベルに応じて、適切な工法で撤去してください。
25	本編		32	第2	9	(1)		キ	設備機器撤去	既存設備機器にアスベスト含有建材・環境に影響を及ぼす機器の有無が判断できる資料はありませんか。	参考資料として提示している以上の資料はございません。
26	本編		35	第2	9	(10)			開発許可及び建築確認 申請	建築確認申請については、指定確認検査機関での審査予定としてもよろしいでしょうか。	法規制上問題なければ、差支えございません。
27	本編		35	第2	9	(10)			開発許可及び建築確認 申請	「原則、河川擁壁を取り壊す必要がないよう学校擁壁を設計、新設する。」とあります。そして、「なお書き」以下には受注後に河川擁壁の取り壊し・新設についての費用増額リスクは市負担となっております。 この場合には、河川課や関連部署との協議期間や工事工程の変更（延長）も含めて【事業期間の遅延リスク】も市負担との理解で宜しいでしょうか。実施方針時のリスク分担表（No.37及び44）についての確認となります。	原則、河川擁壁を取り壊す必要がないよう学校擁壁を設計、新設してください。 なお、河川擁壁を取り壊す必要がないよう学校擁壁の設計、新設の提案を行ったにも関わらず、受注後の調査によって、河川擁壁の取壊しや改修が必要となった場合に増額となる費用については市の負担となります（事業者に帰責事由がある場合を除く）。 この場合における関連部署との協議期間や工事工程の変更（延長）の対応については、市と協議となります。
28	本編		35	第2	9	(10)			開発許可及び建築確認 申請	要求水準書には、「原則、河川擁壁を取り壊すことがないよう学校擁壁を設計、新設する。」とあるが、グラウンド用地の確保と河川擁壁を取り壊さないことのうち、いずれが優先となるか。	グラウンド用地の確保は必須となります。
29	本編		35	第2	9	(10)			開発許可及び建築確認 申請	現況地盤高がわかる地形測量図のCADデータをご提供いただけますか。	現況地盤高がわかる地形測量図のCADデータはございません。
30	本編		35	第2	9	(10)			開発許可及び建築確認 申請	敷地内南東部にある水路敷に関し、開発許可申請に係る公用廃止等の手続きおよび合筆手続きについては、市が行うと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	本編		35	第2	9	(10)			開発許可及び建築確認 申請	現況の河川擁壁に係る図面（できればCADデータで）をご提供いただけますか。また過去施工した時、及び現在の河川擁壁の管理所轄をご教授ください。	既存擁壁の図面はございません。 河川擁壁の管理所轄は泉南市都市整備部下水道課となります。

(仮称) 西信達義務教育学校等整備事業

令和6年9月11日

要求水準書に関する質問に対する回答（様式2-2）

No	本編・別紙	資料番号	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
32	本編		35	第2	9	(10)			開発許可及び建築確認申請	幼稚園前の橋梁について、公告資料の入札資料の参考資料（昭和55年度 旧西信達幼稚園新築工事設計図面）は確認しましたが、現況の構造がわかる、より詳細な図をご提供いただけますか。	提供可能な図面や資料はございません。
33	本編		35	第2	9	(10)			開発許可及び建築確認申請	学校擁壁を2段擁壁で整備する際に、河川擁壁下端から斜め30度を擁壁影響範囲と考え、擁壁を設計・新設するという考えでよろしいでしょうか。 （大阪府 【宅地造成に関する設計指針】から抜粋）	泉南市の関係課との協議となります。
34	本編		36	第2	10	(3)		イ	近隣調査及び準備調査等	「工事に関して近隣への説明会等を実施し、工事内容についての了解を得よう努める。」とありますが、ここでの「近隣」とは、関連自治会（岡田区・陸区・北野区・中小路区）及び近隣住民・近隣企業・近隣商店の事と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	本編		36	第2	10	(3)		イ	近隣調査及び準備調査等	「工事に関して近隣への説明会等を実施し、工事内容についての了解を得よう努める。」とありますが、準備工から本体工事また解体工事等、全てにおいて近隣と協議し理解を得た上で、着工すると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおり、工事による影響を考慮の上、準備工、本体工事、解体工事を含む全ての工事内容について十分な説明を行い、理解を得るように努めた上で実施してください。
36	本編		36	第2	10	(3)		イ	近隣調査及び準備調査等	「工事に関して近隣への説明会等を実施し、工事内容についての了解を得よう努める。」とありますが、説明会の開催の規模や回数については、近隣の要望に沿って実施すると理解して宜しいでしょうか。	説明会の開催規模や回数については、市と協議の上、近隣住民等の理解を得ることができるよう設定してください。
37	本編		36	第2	10	(3)		イ	近隣調査及び準備調査等	「工事に関して近隣への説明会等を実施し、工事内容についての了解を得よう努める。」とありますが、ここでの「工事内容についての了解」とは、工事車両の進入ルート・通行時間・大型車の通行制限・近隣からの進入に関する要望等も含むと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおり、工事による影響を考慮の上、工事車両の進入ルート・通行時間・大型車の通行制限等の住民生活に影響を与える内容について十分な説明を行い、理解を得るように努めた上で実施してください。
38	本編		36	第2	10	(3)		イ	近隣調査及び準備調査等	工事進入路については、進入ルートの対象となる関連自治会（岡田区・陸区）及び沿道住民・沿道企業・沿道商店との調整を行い、工事車両・材料等搬入車両の通行条件や調整事項（要望等）に沿って協議し、理解を得た上で、着工すると理解して宜しいでしょうか。	工事進入路における工事車両・材料等搬入車両の通行条件などについて、近隣住民等に対し、十分な説明を行い、理解を得るように努めた上で実施してください。
39	本編		36	第2	10	(3)		イ	近隣調査及び準備調査等	「工事に関して近隣への説明会等を実施し、工事内容についての了解を得よう努める。」とありますが、ここでの「工事内容についての了解」とは、工事車両の進入ルートに於ける交通誘導員配置計画も含むと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおり、工事による影響を考慮の上、あらかじめ周辺道路の状況を調査し、事前に道路管理者等との協議、交通誘導員の配置など十分な配慮を行った上で実施してください。
40	本編		36	第2	10	(3)		イ	近隣調査及び準備調査等	「工事に関して近隣への説明会等を実施し、工事内容についての了解を得よう努める。」とありますが、説明会の際、近隣の地区行事（祭礼（10月）、盆踊り（8月）、夕涼み会等）についても、調整を行う必要があると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

(仮称) 西信達義務教育学校等整備事業

令和6年9月11日

要求水準書に関する質問に対する回答 (様式 2 - 2)

No	本編・別紙	資料番号	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
41	本編		37	第2	10	(4)		イ	工事監理	『工事監理は、建築については常駐監理』との記載がございますが、建築についての常駐監理は、校舎及び複合施設、屋内運動場の新築工事のみと考えてよいでしょうか。それ以外は重点監理と考えております。	お見込みのとおりです。 新築工事にかかる工事は常駐監理とし、外構や解体撤去工事にかかる工事は重点監理と考えます。
42	本編		37	第2	10	(5)			既存施設の解体	既存施設の解体工事においては、工事監理は不要であると解釈してよろしいでしょうか。	解体工事でも工事監理が必要となります。
43	本編		37	第2	10	(5)			既存施設の解体	既存浄化槽は敷地境界線に近い場所にあります。本事業で支障がある部分のみを撤去し、その他は残置してもよろしいでしょうか？また、その他地下埋設物で撤去しないといけないものがあれば、ご指示ください。	杭以外の地下埋設物は撤去としますので、内容は提供図面よりご判断ください。 なお、擁壁や近隣に影響を及ぼす可能性のある部分については、存置とするかどうか市と協議することは可能です。
44	本編		37	第2	10	(5)			既存施設の解体	解体作業にあたり作業必要な部分市街は枠組み足場を組み防音シート等で覆うこととありますが、枠組み足場は一つの例であり、強度が確保できれば他の足場材も利用可能という認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
45	本編		37	第2	10	(5)			既存施設の解体	既存建物の杭を撤去する場合、指定工法等はありませんか。	工法の指定はありませんが、敷地周辺の環境、特に住宅等への振動や騒音がないよう配慮して工法を選定ください。
46	本編		37	第2	10	(5)			既存施設の解体	既存校舎内に移動備品・家具等の断定数量(トラック台数等)はありませんか。	すべて撤去済と想定してください。
47	本編		37	第2	10	(5)			既存施設の解体	小学校解体撤去後の整地は、既存土を利用し土側溝処理程度良いですか。	既存土を利用して整地し、雨水などで土砂流出の恐れがある箇所は、周辺環境に配慮した対策を講じてください。 また、隣地境界部等の既存フェンスは存置し、道路側等の既存フェンス等がない箇所は、2 m程度の仮囲いと車両が出入りできる扉を設置して、事業終了後も存置するようにしてください。
48	本編		37	第2	10	(5)			既存施設の解体	解体工事に使用する仮設足場(防音)・振動対策等の指定事項はありませんか。	指定はありませんが、敷地周辺の環境、特に住宅等への振動や騒音がないよう配慮してください。
49	本編		39	第2	11	(1)			設計説明会の開催	説明会の開催場所は貴市保有の施設をお借りできますでしょうか。また、参加できる市民の制限人数等は貴市のご判断との理解で宜しいでしょうか。	説明会の開催場所については、市と協議の上、提供することは可能です。 制限人数等については、使用する施設により設定してください。
50	本編								材料の価格高騰への対応	使用材料(鉄筋・鉄骨・コンクリート・アスファルト等)・労務単価の価格高騰への対応をインフレスライドは可能ですか。	事業契約書の各項目をご参照ください。

(仮称) 西信達義務教育学校等整備事業

令和6年9月11日

要求水準書に関する質問に対する回答（様式2-2）

No	本編・別紙	資料番号	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
51	添付資料	2							4 現況電気設備 敷地内関西電力電柱	「⑥は存置。ただし、⑦を移設する場合、移設の可能性あり。 ⑦は本事業に伴い、移設。」と記載がありますが、⑥は⑦のどのような条件で移設すると想定されていますか？	関西電力との協議となりますが、⑦の電柱の移設場所によっては、⑥の電柱を移設する必要があります。
52	添付資料	3	2						音楽室	「準備室は、音楽室2教室の間に配置し、2つの音楽室に出入りできるようにすること」とありますが、準備室は音楽室2教室で兼用して1箇所設けるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	添付資料	3	3						屋内運動場	屋内運動場のトイレの必要器具数をご教示ください。	事業者提案によるものとします。 想定利用者数とサービス水準等を勘案し、ご提案ください。
54	添付資料	3	3						屋内運動場	1 階配置を基本とし、グラウンドに面した壁面を大きく開放できる開口部を設けること、の意図をご教示ください。	グラウンドと屋内運動場の併用した利用や大型機材の搬出入を想定しております。例えば、運動会の観覧席を屋内運動場に設け、庇替わりにするなどを想定しております。
55	添付資料	3	4						保健室	バリアフリートイレと隣接した配置とありますが、このバリアフリートイレは教職員・来客用トイレと兼用することは可能でしょうか。	兼用は可能とします。
56	添付資料	3	6						西信達留守児童会	留守児童会のトイレの必要器具数をご教示ください。	事業者提案によるものとします。 想定利用者数とサービス水準等を勘案し、ご提案ください。
57	添付資料	3	6						(仮称) 西信達コミュニティセンター	コミュニティセンターのトイレの必要器具数をご教示ください。	事業者提案によるものとします。 想定利用者数とサービス水準等を勘案し、ご提案ください。
58	添付資料	5							諸室に必要な什器 及び備品等	要求水準書(案)に関する質問への回答 No.51の回答に、「入札公告時の添付資料5及び参考資料にて、想定する仕様・数量等を提示いたします」とありますが、各諸室に必要な什器及び備品の具体的な仕様や数量が提示されていません。 各諸室に必要な什器及び備品の整備・調達は本件業務に含まないと考えて宜しいでしょうか。 含む場合は事業費の算出に影響するため、具体的な仕様や必要数量をご教示願います。	要求水準書P31に記載のとおり、「特記のない什器及び備品における個数及び仕様は、各諸室の授業形態や授業方法、活動内容を考慮し、事業者にて提案すること」としてあります。

様式集に関する質問に対する回答（様式2-3）

No	頁	様式番号	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	2		2			(※) 様式5-8及び様式5-9の内容	確認ですが、記載されている枚数は「上限」との理解で宜しいでしょうか。また、提案書（説明文を含めて）と図面が混在したレイアウトでも宜しいでしょうか。	お見込みのとおり、様式集P.2～3の表において記載の「枚数」は上限枚数となります。 また、提案書（説明文を含む）と図面が混在したレイアウトでも構いません。
2	4		3	(2) (3)		参加書類・入札書類	フラットファイルに綴じて提出とありますが、フラットファイルの色指定はありますか。	色の指定はありません。
3	4		3	(3)		入札書類に関する提出書類 正本・副本	事業提案書16部（正1、副15）について、すべて副本としていただけないでしょうか。ただし正本の表紙には、設計企業Aや建設企業B等の正式名称を別紙で添付します。提案書作成作業も簡略化できますし、誤記もなくなると考えますのでご配慮いただけたら有難いです。	匿名審査であるため、正本と副本を分ける必要があります。 そのため、正本1部、副本15部のままとします。 なお、正本に記載する入札参加者名（グループ名）は、各表紙のみとなります。
4	11	3-1	3			参加表明書ほか	代表企業の代表者名ですが、貴市への有資格者名簿の申請者で宜しいでしょうか。又は、社長名でしょうか、ご教授ください。	有資格者名簿の申請者名で提出してください。
5	16	3-5	3			納税証明書	提出する納税証明書は未納がないことの証明する証明書でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
6	17	3-6	3			添付書類	商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）の発行日はいつ以降のものを提出すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	参加資格の確認基準日である資格審査書類の受付締切日から3か月以内かつ最新の証明書を提出してください。
7	17	3-6	3			添付書類	印鑑登録証明書（3ヶ月以内の証明）入札参加資格審査書類の受付期限である令和6年10月4日より以前の3ヶ月以内ということでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおり、参加資格の確認基準日である資格審査書類の受付締切日から3か月以内かつ最新の証明書を提出してください。
8	17	3-6	3			委任状	委任状について、各構成企業ごとに作成することも宜しいでしょうか。各企業の捺印回覧が必要であり、時間的なロスや万一の変更対応も考慮していただけたら有難いです。	様式3-6の委任状については、委任者（構成企業）ごとに作成していただいても構いません。
9	18	3-7	3			委任状（復代理）	該当しない場合は、空白で提出しますか。それとも、排除して提出するのでしょうか。	様式3-7は任意の書類となります。復代理が不要の場合、提出は不要です。
10	19	3-8	3			添付書類	配置予定技術者の健康保険証の写しを提出とありますが、個人情報部分（番号等）は黒塗りなどで伏せて提出してよろしいでしょうか。	健康保険証の記号・番号・保険者番号のみ黒塗りして提出してください。
11	19	3-8	3			設計企業の資格要件に関する書類	資格者名簿の登録番号の記載の部分がありますが、泉南市ホームページ掲載の有資格者名簿の受付番号のことでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおり、受付番号を記入してください。

（仮称）西信達義務教育学校等整備事業

令和6年9月11日

様式集に関する質問に対する回答（様式2－3）

No	頁	様式番号	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
12	19	3-8	3			配置予定の管理技術者との雇用関係を証明できる書類	3ヶ月以上の恒常的な雇用関係が証明できる資料として（健康保険費保険証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収額通知書の写し等）とありますが、どちらか1つの提出でよろしいでしょうか。ご教示願います。	確認可能な書類の写しを1部提出してください。
13	20	3-8	3			業務実績を証明する書類	業務実績を証する書類として提出する書類はテクリス（業務）の写しでよろしいでしょうか。また、テクリス（業務）の写しのみの提出でよろしいでしょうか。ご教示願います。	テクリスにより実績を提出する場合は、契約書の写しの提出は不要ですが、業務内容が判別できる図面を提出してください。
14	22	3-9	3			配置予定の技術者との雇用関係を証明できる書類	3ヶ月以上の恒常的な雇用関係が証明できる資料として健康保険費保険証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収額通知書の写し等とありますが、どれか1つの提出でよろしいでしょうか。ご教示願います。	確認可能な書類の写しを1部提出してください。
15	23	3-9	3			施工実績調書	留意事項等の5行目「なお、一般財団法人日本建設情報総合センターのコリンズ・テクリスのうちテクリス（業務）に登録されている場合は、記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。」とありますが、コリンズ（工事）に登録されている場合は記載間違いではないでしょうか。ご確認をお願いいたします。	ご指摘のとおりです。 「なお、一般財団法人日本建設情報総合センターのコリンズ・テクリスのうちテクリス（工事）に登録されている場合は、記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。」となります。
16	23	3-9	3			施工実績調書	施工実績を証する書類として提出する書類はコリンズの写しでよろしいでしょうか。また、コリンズの写しのみの提出でよろしいでしょうか。ご教示願います。	コリンズにより実績を提出する場合は、契約書の写しの提出は不要ですが、業務内容が判別できる図面を提出してください。
17	23	3-9	3			施工実績調書	有資格者名簿登録番号の記載の部分がありますが、泉南市ホームページ掲載の有資格者名簿の受付番号のことででしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおり、受付番号を記入してください。
18	24	3-10	3			工事監理企業の資格要件に関する書類	資格者名簿の登録番号の記載の部分がありますが、泉南市ホームページ掲載の有資格者名簿の受付番号のことででしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおり、受付番号を記入してください。
19	24	3-10	3			配置予定の工事監理者との雇用関係を証明できる書類	3ヶ月以上の恒常的な雇用関係が証明できる資料として健康保険費保険証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収額通知書の写し等とありますが、どれか1つの提出でよろしいでしょうか。ご教示願います。	確認可能な書類の写しを1部提出してください。
20	25	3-10	3			工事監理企業の資格要件に関する書類	企業の参加資格業務実績を証する書類として提出する書類は公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の写しでよろしいでしょうか。また、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の写しのみの提出でよろしいでしょうか。ご教示願います。	実績を確認できる書類であれば、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）でも構いません。 なお、PUBDISにより実績を提出する場合は、契約書の写しの提出は不要ですが、業務内容が判別できる図面を提出してください。
21	31	4-3	4			入札代理人	ここに示す「入札代理人」とは、開札の立会をする者が代表者で無い場合ですか。それとも、入札書類を持参提出する物が代表者でない場合ですか。	様式4-3の入札書は入札金額を記入し、代表企業の使用印を押印の上、入札書用封筒に入れ、封筒に封かん（封の糊付け）封印し、提出してください。そのため、入札代理人欄の使用は不要です。 なお、開札に立会いを希望する場合は、様式3-12の開札参加申込書を提出してください。
22	32	4-4	4			入札価格内訳書（Excelデータ）	（仮称）西信達義務教育学校と西信達留守家庭児童会を分ける内訳書となっていますが、仕分困難な工種については面積案分で参考金額として提出してもよいでしょうか。不可の場合は仕分詳細についてご指示願います。	提案時点では不明の場合は、面積按分で提出してください。 なお、事業実施時において大幅に不整合が発生しないようにしてください。

様式集に関する質問に対する回答（様式2-3）

No	頁	様式番号	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
23	32	4-4	4			入札価格内訳書 設計業務費	「解体撤去費」の項目がございますが、入札説明書及び要求水準書を確認する限り、解体撤去に関する設計図及び設計書の作成は本業務に含まれないと解釈し、入札価格内訳書より削除してよろしいでしょうか。	解体撤去に関する設計図及び設計書の作成は本業務に含まれますので、入札価格内訳書に金額を記載してください。
24	32	4-4	4			入札価格内訳書	（様式4-4）入札価格内訳書（Excelデータ）については提出は必要でしょうか？	様式4-4の提出にあたりエクセルファイルの提出も必要となります。 入札書類一式（様式4-1～5-10）の電子媒体（CD-R又はDVD-R）を1セット提出してください。
25	40	5-8	4			学校施設等整備の提案	各階平面図、立面図、断面図の縮尺が1/300以上ではA3に収まらない可能性がありますがいかがでしょうか。	各図面の縮尺が1/300以上ではA3に収まらない場合、施設全体を示す各図面の縮尺は任意とします。 なお、部分的に図面を拡大して図示するなど、施設計画や仕様の詳細がわかるよう見やすさに配慮してください。

落札者決定基準に関する質問に対する回答（様式2－4）

No	頁	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
1	2	2	(3)			図1 審査の進め方	図表上の審査の進め方において、入札価格の評価は審査委員による審査の範囲外となっておりますが、一方で、提案評価項目1（3）事業収支計画及びリスク管理の中では事業費の適切性等の提案が求められています。そこで質問いたしますが、上記提案評価項目においては入札価格が分かる必要があるのでしょうか？あるいは入札価格が分からないような記載が求められているのでしょうか？ご教授ください。	提案評価項目において入札価格が分かる必要はありませんが、入札価格に関連する内容を記載していただいても構いません。
2	3	3				資格審査	応募グループが1 者の場合も審査はされるとの理解で宜しいでしょうか。	本事業において、応募グループが1 者の場合であっても審査を実施します。
3	3	4	(1)		ア	入札価格の確認	入札説明書には価格の公表はしないとありましたが、選定委員会にも非公表との理解で宜しいでしょうか。	入札価格は、選定委員会において提示した上で審査を実施します。 入札説明書において、「開札の場で入札価格の公表は行わない。」としております。なお、落札者決定後、入札情報を市のウェブサイトで公表する予定です。
4	3	4	(2)		イ	入札価格の評価	「入札価格が予定価格の 80.9%未満の場合の評価点は 20点とする。」と記載されていますが、入札説明書の5頁では、80.94%は失格基準価格と記載されており、この価格を下回った金額での入札は失格とするに掲載されています。 よって「入札価格が予定価格の 80.9%未満の場合は失格とする。」と記載されるのが正しいのではないのでしょうか。	お見込みのとおり、失格基準価格を下回る入札は失格となります。 なお、「ただし、入札価格が予定価格の80.9%未満の場合の評価点は20点とする。なお、算出された点数の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする。」を、「なお、算出された点数の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とし、算出結果が20点を超える場合であってもその入札価格評価点は20点とする。」に変更します。
5	3	4	(2)		ア	ヒアリング	確認ですが、ヒアリング時に選定委員会の委員が欠席（体調不良等）となった場合は、日時の延期等もあり得るのでしょうか。他事例となりますが、欠席された委員を除いて審査をされたケースもありましたので伺います。	委員会が成立する委員数の出席があれば、予定どおりに選定委員会を実施します。
6	4	4	(2)		ウ	提案内容の評価	審査委員の評価は相対評価となりますでしょうか。	審査委員の評価は、相対評価となります。

基本協定書（案）に関する質問に対する回答（様式 2－5）

No	頁	条	項	号	項目等	質問内容	回答
1	26				(3) 工事監理業務の対価	『校舎の工事監理の支払い内容は、完了払い』、『全体の工事監理の支払い内容は、完了払い』と記載がございますが、各年度毎での出来高による部分払いは可能でしょうか。	記載のとおり、工事監理業務は完了払いとなります。

事業基本契約書（案）に関する質問に対する回答（様式2－6）

No	本編・別紙	頁	条	項	号	項目等	質問内容	回答
1	本編	1				前文	P1の9行目ですが、質疑応答書（実施方針時の1回目を含む）としていただくことは可能でしょうか。	入札説明書の「第1 入札説明書の定義」に記載しているとおり、「入札説明書等と令和6年7月1日に公表した実施方針及び要求水準書（案）」（以下「実施方針等」という。）に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとする。また、入札説明書等に記載のない事項については、実施方針等及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答によることとする。」としていることから、入札説明書等に記載のない事項にあたっては、実施方針等及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答のとおりとなります。
2	本編	4	4	4		事業遂行の指針	受注者選定委員会が審査講評において表明した意見についての記述がありますが、提案内容の改善が合理的と判断された場合の金額の変更を伴う場合の措置についてご教授ください。	提案された入札金額を変更するような場合は、市と民間事業者との協議によりその実施の有無を判断します。
3	別紙	26				別紙5 1. 契約対価の支払い方法 (3) 工事監理業務の対価	『校舎の工事監理の支払い内容は、完了払い』、『全体の工事監理の支払い内容は、完了払い』と記載がございますが、各年度毎での出来高による部分払いは可能でしょうか。	記載のとおり、工事監理業務は完了払いとなります。
4	別紙	27		2	①	別紙5 2. 賃金又は物価の変動に基づく費用の変更	起算日について、「契約締結日から12か月」とありますが、【入札公告日から】に変更していただくことは可能でしょうか。事業者側のリスクが大きくなりますので、ご配慮ください。	公表した書類のとおりとします。

事業基本契約書（案）【工事請負契約書（案）】に関する質問に対する回答

No	本編・別紙	頁	条	項	号	項目等	質問内容	回答
1	本編	1				契約日	確認ですが、当該契約書は工事着手前（準備・解体工事）までに取り交すとの理解で宜しいでしょうか。	令和7年2月の仮契約締結において締結します。